

伊豆の国市選挙機材貸出要綱

制定 平成30年3月1日選管告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、選挙の円滑な執行及び選挙啓発の推進に資するため、伊豆の国市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が保有する選挙機材の無償貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第2条 選挙機材の貸出しの対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）
- (2) 字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会」という。）
- (3) その他委員会が適当であると認める団体及び事業者

(貸出機材)

第3条 貸し出すことのできる機材（以下「貸出選挙機材」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 投票箱
- (2) 記載台
- (3) その他委員会が必要と認めた選挙機材

(使用の範囲)

第4条 貸出選挙機材は、次のいずれかの事由に該当するとき利用することができるものとする。

- (1) 学校において、児童会又は生徒会の役員選挙で使用する時。
- (2) 学校において、児童又は生徒に対する主権者教育のために使用する時。
- (3) 自治会における役員選挙又は意見集約等のために実施されるその他選挙で使用するとき。
- (4) その他選挙の円滑な執行及び選挙啓発に寄与すると認められるとき。

(貸出日)

第5条 貸出選挙機材は、委員会が業務に支障がないと認めるときに貸し出すことができる。

(借用申込み等)

第6条 貸出選挙機材の貸出しを受けようとする者は、当該貸出しを受けようとする日の7日前までに、様式第1号による選挙機材貸出申込書を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込者に貸出承認書を交付するものとする。

(貸出条件)

第7条 貸出選挙機材の使用にあたり、次に掲げる事項を貸出しの条件とする。

- (1) 貸出選挙機材の借受け及び返却は、公務に支障のないように速やかに行うこと。
- (2) 貸出選挙機材の使用後は、貸出選挙機材を清掃のうえ委員会が指定する場所に返却すること。
- (3) 貸出選挙機材を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその日時、場所及び貸出選挙機材の状況を委員会に書面により報告すること。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第2項の規定により選挙機材の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、当該貸出しに係る申込書に記載した使用目的以外に貸出選挙機材を使用してはならない。

2 使用者は、貸出選挙機材に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(承認の取消し)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

- (1) 緊急かつやむを得ない事由により、貸出選挙機材を公用で使用する必要が生じたとき。
- (2) 使用者が、当該貸出選挙機材を第4条各号に掲げる用途に供しないことが判明したとき。
- (3) 第7条の貸出条件に反する行為があったとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合は、理由を示して使用者に通知するものとする。この場合において、使用者は、速やかに貸出選挙機材を返却しなければならない。

(使用者の責任)

第10条 使用者は、貸出選挙機材の使用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

2 貸出期間中の貸出選挙機材の維持管理は、使用者の責任において行わなければならない。

3 使用者は、貸出選挙機材を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出選挙機材の返却)

第11条 使用者は、貸出選挙機材の使用を終了したときは、速やかに当該貸出選挙機材を返却しなければならない。

2 前項の場合において、使用者は、様式第2号による選挙機材利用報告書を提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、選挙機材の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年3月2日から施行する。

